

電子請求に関する よくあるお問い合わせ 【障害福祉サービス費】

宮城県国民健康保険団体連合会

目次

●電子請求受付システム

- Q1 請求データを伝送したところ「現在請求の受付を行っていません」と到達エラーが表示される
- Q2 「仮審査処理結果票」が届いた
- Q3 「一次審査処理結果票」と「返戻等一覧表」について
- Q4 電子請求受付システムにログインできない
- Q5 誤った内容で請求してしまった

●簡易入力システム

- Q1 請求データの入力方法が知りたい

●電子証明書

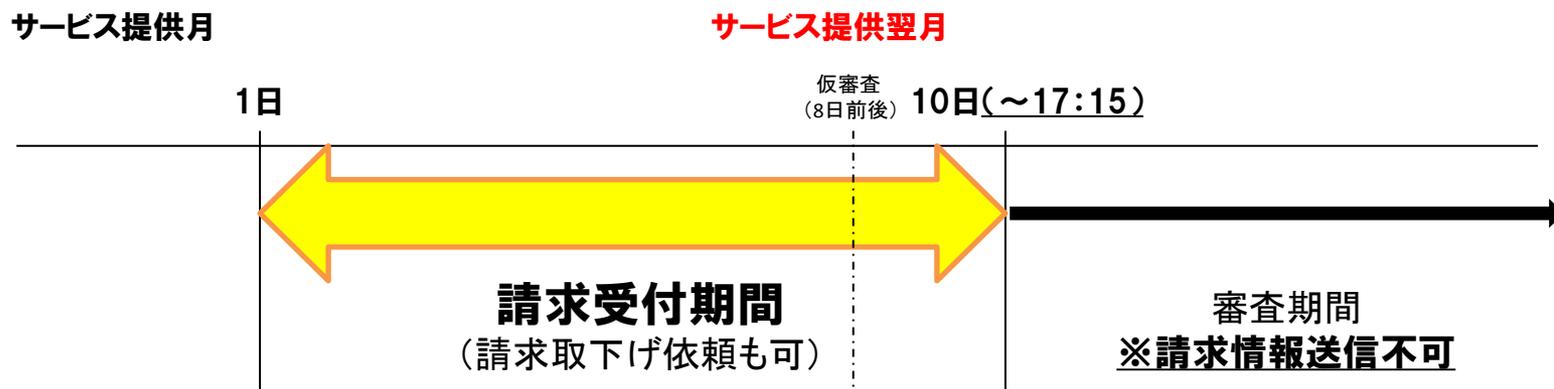
- Q1 電子証明書の有効期限が切れてしまった
- Q2 電子証明書発行用パスワードが分からない
- Q3 電子証明書を再インストールしたい(パソコンの初期化、買替え等)

●お問い合わせ先

●電子請求受付システム

Q1 請求データを伝送したところ「現在請求の受付を行っていません」と到達エラーが表示される

- 受付期間外に請求データを伝送すると表示されるエラーです。
- 請求受付可能期間は、**土日祝日を問わず、毎月1日～10日の17時15分**です。この期間を過ぎると請求できませんのでご注意ください。



Q2 「仮審査処理結果票」が届いた

【概要】

- ・本会では締切日の2営業日前を基準日として、「仮審査」を行っています。
（土日祝日の関係で前後することがあります。）
 - ・仮審査実施日前日までに受け付けた請求情報が対象です。
 - ・仮審査の結果、警告やエラーのあるサービス事業所へ「仮審査処理結果票」を送付しております。
- 請求内容に誤りがないか今一度ご確認ください。
 - 仮審査処理結果票等を確認し、請求情報の訂正をしたい場合は、請求締切日（毎月10日午後5時15分）までに電子請求受付システムから請求の取下げ及び再請求を行ってください。
 - 仮審査の結果、取下げしなかった請求情報についても今まで同様、当月請求分として取扱います。

Q3 「一次審査処理結果票」と「返戻等一覧表」について

(ID:R11002) 障害者総合支援 令和 年 月 日 項
宮城県国民健康保険団体連合会

二次審査処理結果票

令和 年 月 受付分

到達番号	*****	入力ファイル名	XXXXXXXXXX.CSV	エラー警告件数	
事業所番号	0000000000	事業所名	障害福祉サービス費	件	

種別※1/コード	サービス提供年月	市町村番号	情報1/サービス種類※9/レコード	項目名称1	項目値1	補足1	エラー内容※2	項目名称2	項目値2	補足2
明	PP22		※支給量：請求明細書の食事提供加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「食事提供加算(回)」と一致していません							
令和	年	041004	請求明細書	46	明細	回数		21		
明	PP89		▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています							
令和	年	041004	請求明細書	17	基本	食事提供加算(回)		22		生活介護
明	PA41		※資格：受給者台帳に提供年月時点で有効な食事提供体制加算情報が登録されていない、または、「食事提供体制加算対象者有無」が「無し」です							
令和	年	041004	請求明細書	22	明細	サービスコード		225070		生介食事提供体制加算
明	PP89		▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています							
令和	年	041004	請求明細書	22	集計	サービス種類コード		22		生活介護

※1 種別 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票
 ※2 エラー内容欄(先頭1桁)：※：警告、「▲」：警告(重度)、「★」：警告(エラー移行対象)、「記号無し」：エラー
 ※9 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。

(ID:R11403) 障害者総合支援 令和 年 月 日 項
宮城県国民健康保険団体連合会

返戻等一覧表

令和 年 月 受付分

事業所番号	0000000000	事業所名	障害福祉サービス費
-------	------------	------	-----------

エラーコード	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	種別※1	サービス種類※2	単位数
EG12	041004	仙台市	XXXXXXXXXX	A	令和 年 月	明		20,547
受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の利用者負担上限月額情報が登録されていません								
EG42	041004	仙台市	XXXXXXXXXX	A	令和 年 月	サ	07	0
食事提供加算適用有効期間外のため、食事提供加算は算定できません								
PP93	041004	仙台市	XXXXXXXXXX	B	令和 年 月	明	46	11,983
就労継続支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています								
ED01	041004	仙台市	XXXXXXXXXX	C	令和 年 月	明		15,906
該当の請求情報は既に支払確定済です								
ED01	041004	仙台市	XXXXXXXXXX	C	令和 年 月	サ	17	0
該当の請求情報は既に支払確定済です								

※1 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票
 ※2 種別がサービス提供実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。

○一次審査処理結果票

国保連合会では、「根拠が明確であり機械的に判断できる範囲」で審査が行われます。これを「一次審査」といいます。

一次審査における機械的な審査では判断できない請求情報については、「警告」又は「警告(重度)」となり、市町村等の二次審査で支払の可否を判断しています。

市町村等の二次審査で支払可と判断されることもあるため、必ずしも返戻になるとは限りません。返戻となった請求情報は、右記「返戻等一覧表」に出力されますので、必ずご確認ください。

○返戻等一覧表

「一次審査」及び市町村等の「二次審査」で、**支払不可**と判断された請求情報について出力されます。請求内容をご確認の上、必要に応じて再請求を行ってください。

※「一次審査処理結果票」及び「返戻等一覧表」は、毎月末ごろ送信しています。(警告及び返戻がない場合は送信されません。)

Q4 電子請求受付システムにログインできない

- まずはユーザIDとパスワードが正しく入力されているか確認してください。
- パスワードが分からなくなってしまった場合は再発行となりますので、本会ホームページより「電子請求受付システムパスワードの再発行依頼書」をダウンロードし、印刷の上、本会に郵送してください。
※ 再発行には数日かかりますので、お急ぎの際はご連絡ください。
- ログイン時に使用するパスワードにはセキュリティ上、180日の有効期限が設定されており、定期的にパスワードの変更が必要になります。
- パスワードの有効期限が切れていた場合、電子請求受付システムにログインする際に、【警告】画面が表示されます。その際は「パスワード変更」をクリックし、パスワードを変更してください。

●電子請求受付システム

「電子請求受付システムパスワードの再発行依頼書」について

宮城県国民健康保険団体連合会

文字サイズ 標準 大 サイト内検索

国保連合会とは 医療機関のみなさまへ 介護保険事業者のみなさまへ **障害福祉サービス事業者のみなさまへ** 柔整施術所のみなさまへ 保険者のみなさまへ

けやきの会 宮城県保険者協議会

ホーム > 障害福祉サービス事業者のみなさまへ > 障害福祉サービス費請求

お知らせ
請求期日・支払日一覧
振込口座登録・変更
障害福祉サービス費請求
過誤（取下げ）
支払決定額通知書の再発行
リンク

障害福祉サービス費請求

障害福祉サービス費請求

- 事業所集回指導資料
 - 資料1: 障害福祉サービス費等の電子請求等について（所在地が仙台市の事業者用）（PDF: 4999KB）
 - 資料2: 障害福祉サービス費等の電子請求等について（所在地が仙台市以外の事業者用）（PDF: 7323KB）
- 上限管理結果票及び請求明細書の入力
 - 上限管理結果票及び請求明細書の入力（PDF: 645KB）
- 地域区分別の報酬準備

電子請求受付システム代理人登録申請

- 電子請求受付システム代理人登録申請書の記載方法（PDF: 378KB）
- 電子請求受付システム申請取下げ依頼（PDF: 76KB）
- 電子請求受付システム申請取下げ依頼（WORD: 39KB）

電子請求受付システムパスワードの再発行依頼書

- 電子請求受付システムパスワードの再発行依頼書（PDF: 77KB）
- 電子請求受付システムパスワードの再発行依頼書（WORD: 41KB）

国保連合会から送付する通知帳票

- 支払決定額通知書（PDF: 126KB）
- 支払決定額内訳書（PDF: 159KB）
- 支払決定増減表（PDF: 144KB）
- 返戻等一覧表（PDF: 170KB）
- 過誤決定通知書（PDF: 195KB）

宮城県国民健康保険団体連合会ホームページ

>障害福祉サービス事業者のみなさまへ

>障害福祉サービス費請求

>「電子請求受付システムパスワードの再発行依頼書」

※PDFとWORDはどちらも同一の様式です。

使用しやすい方をお選びください。

※FAXでは受付できかねますので、必ず原本をご提出ください。

Q5 誤った内容で請求してしまった

- 当月に送った請求については、請求締切(毎月10日の17時15分)まで、電子請求受付システムより取下げ・再請求することが可能です。
- 締切日を過ぎたもの、過去に審査支払済の請求については、市町村に「過誤(取下げ)依頼書」を提出のうえ、過誤調整が必要です。
※過誤調整が行われる時期や再請求のタイミングについては、提出先市町村にご確認の上、対応をお願いします。

●電子請求受付システム

【電子請求受付システムからの取下げ依頼】 ※電子請求受付システム操作マニュアルより抜粋

The screenshot shows the system interface in three stages:

- Step 1:** The main menu with the '照会一覧' (Inquiry List) button highlighted in a red box.
- Step 2:** The '照会一覧' (Inquiry List) screen showing a table of requests. The '詳細' (Details) button for a specific request is highlighted in a red box.
- Step 3:** The '請求情報詳細' (Request Information Details) screen showing the details of the selected request. The '取下げ' (Withdrawal) button is highlighted in a red box.

- ① 《メインメニュー》より「照会一覧」をクリックします。
- ② 【照会一覧】画面が表示されるので、取下げを行いたい請求情報の「詳細」をクリックします。
- ③ 【請求情報詳細】画面が表示されるので、内容を確認し、「取下げ」をクリックします。

【市町村等への過誤(取下げ)依頼】 ※詳細については提出先市町村等へお問い合わせください

The screenshot shows the website interface for the Miyagi Prefecture National Health Insurance Association. The '障害福祉サービス事業者のみなさまへ' (For Disability Welfare Service Providers) link is highlighted in a red box. Below, the '過誤 (取下げ)' (Withdrawal Request) section shows a list of links, with '過誤 (取下げ) 依頼書 (PDF: 79KB)' highlighted in a red box. A yellow arrow points from this link to a form titled '障害福祉サービスにおける介護給付費・訓練等給付費等明細書等の過誤依頼書' (Withdrawal Request Form for Detailed Statements of Care Fees, Training Fees, etc. in Disability Welfare Services). The form includes fields for '市町村名' (Municipality Name), '御中' (To:), and '令和 年 月 日' (Reiwa Year, Month, Day). Below the form is a table for recording withdrawal requests.

- ② 左記依頼書を市町村等にご提出ください。

- ① 宮城県国保連合会HP
 ▶障害福祉サービス事業者のみなさまへ
 ▶過誤 (取下げ) ▶「過誤 (取下げ) 依頼書」

●簡易入力システム

Q1 請求データの入力方法が知りたい

- 市販のソフトを使用している方は、恐れ入りますがメーカーのお問い合わせ先に問い合わせ願います。
- 国保中央会提供の簡易入力システムをご利用の方は、「障害者総合支援電子請求ヘルプデスク」にお問い合わせください。

○電子請求ヘルプデスク

TEL:0570-059-403

<受付時間について>

請求期間(毎月1日～10日)の受付時間

平日 10:00～19:00

土曜日 10:00～17:00

※日・祝日の受付は行いません。

請求期間以外(毎月11日～月末)の受付時間

平日 10:00～17:00

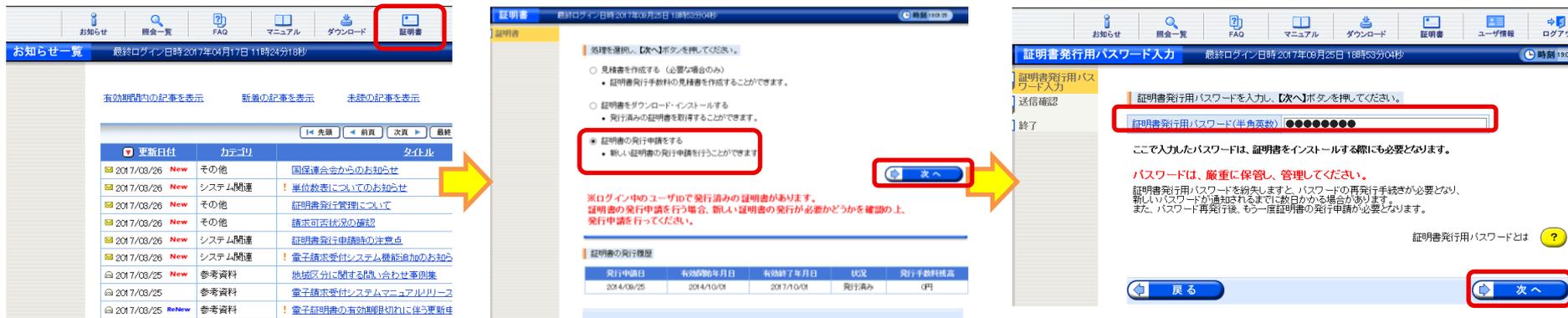
※土・日・祝日の受付は行いません。

●電子証明書

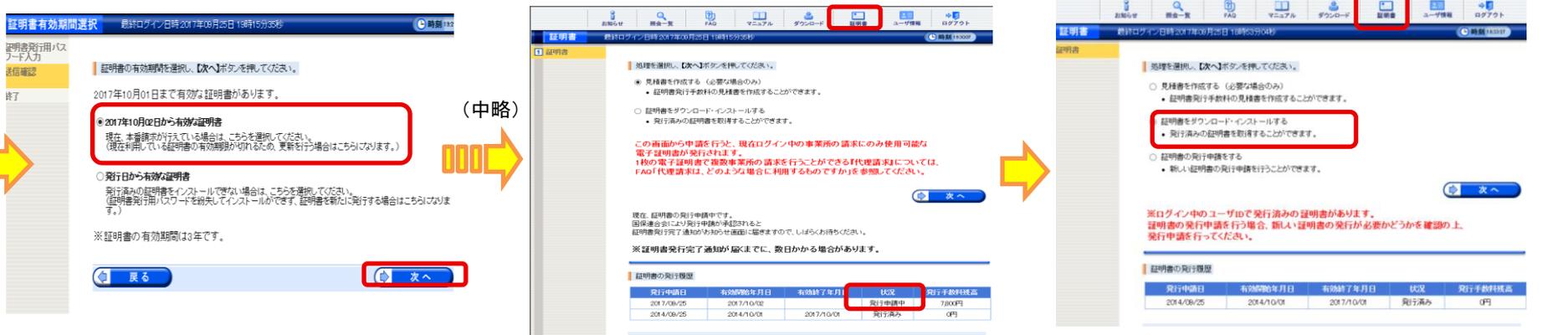
Q1 電子証明書の有効期限が切れてしまった

- 電子証明書の有効期間は発行日から3年間です。継続して請求を行うためには電子証明書の更新が必要となります。
- 更新できる期間は、電子証明書の有効終了年月日の3か月前から有効終了年月日までとなり、有効終了年月日の3か月以上前及び有効期間を過ぎた場合、更新することができません。
- 有効期間を過ぎてしまった場合、新規に電子証明書の発行申請が必要となります。その際、発行までに数日かかることがありますのでご注意ください。

●電子証明書 【電子証明書の更新方法】 ※電子請求受付システム操作マニュアルより抜粋



- ① 《メインメニュー》より「証明書」をクリックします。
- ② 【証明書】画面より[証明書の発行申請をする]を選択し、「次へ」をクリックします。
- ③ 【証明書発行用パスワード入力】画面が表示されるので、《証明書発行用パスワード》欄に国保連合会から通知された証明書発行用パスワードを入力し、「次へ」をクリックします。



- ④ 【証明書有効期間選択】画面が表示されます。現在の電子証明書の有効期間が表示されるので、そのまま継続する場合、[〇〇年〇月〇日から有効な証明書]を選択し「次へ」をクリックします。
※新規で電子証明書を発行したい場合、[発行日から有効な証明書]を選択します。
- ⑤ 発行申請が終了すると、【証明書】画面の《状況》欄には[発行申請中]と表示されます。
※ 電子証明書を発行申請してから発行されるまで、数日かかる場合があります。
- ⑥ 発行申請を行うと、国保連合会による確認処理が行われます。その後、現在有効な電子証明書の有効終了年月日の翌日から有効な電子証明書が新しく発行されます。電子証明書が発行されると、「お知らせ」に証明書発行通知が掲載されるので、【証明書】画面よりダウンロード・インストールしてください。

Q2 電子証明書発行用パスワードが分からない

- 証明書発行用パスワードは、事業所開設時に送付する「電子請求登録結果に関するお知らせ」(テストID記載)に記載されております。

【紛失したとき】

- ユーザIDが“HJ”から始まる事業所は、本会ホームページ掲載の「電子請求受付システムパスワードの再発行依頼書」を本会へ提出いただくことにより、当初のパスワードを再通知することが可能です。
- 代理請求を行っている事業所(ユーザIDが“HD”)又は既に証明書発行用パスワードの再発行を行ったことのある事業所については、本会で再通知することができませんので、電子請求受付システムよりパスワードを再発行してください。

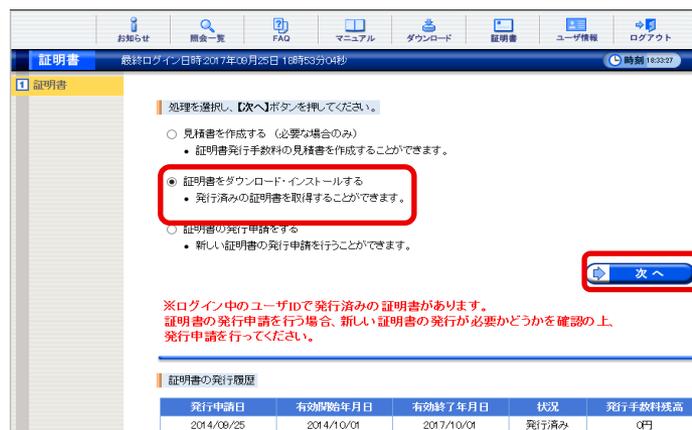
Q3 電子証明書を再インストールしたい (パソコンの初期化、買替え等)

- 連合会に請求情報を伝送するためには、電子証明書のインストールが必要です。
- 発行済みの電子証明書については、電子請求受付システムより再インストールが可能です。
なお、再インストールする際は、証明書発行用パスワードが必要です。
※パスワードが分からなくなってしまった場合は、「Q2 電子証明書発行用パスワードが分からない」をご参照ください。
- 発行済みでも電子証明書の有効期限が切れている場合や、代理請求を行っている事業所(ユーザIDが“HD”から始まるもの)で証明書発行用パスワードが分からなくなってしまった場合は、新規に発行申請手続きが必要となり、新たに電子証明書発行手数料が発生しますのでご了承ください。

●電子証明書

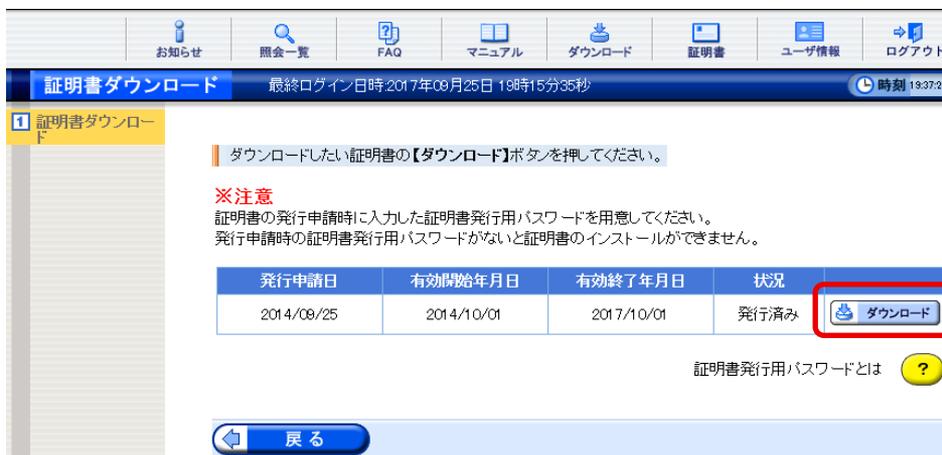
【発行済み電子証明書のインストール方法】

※電子請求受付システム操作マニュアルより抜粋



① 《メインメニュー》より「証明書」をクリックします。

② [「証明書ダウンロード・インストールする」を選択し、「次へ」をクリックします。



③ 【証明書ダウンロード】画面に、[発行済み]の電子証明書が表示されるので、「ダウンロード」をクリックします。

ダウンロードしたファイルを開くと、証明書のインポートウィザードが開きますので、画面に従ってインポートを完了してください。

※インストールには初回発行時に使用した「電子証明書発行用パスワード」が必要となります。

●お問い合わせ先

(1)加算等の算定及び単位数に関すること

- 事業所の届出内容による加算・・・事業所指定機関(宮城県又は仙台市)
- 受給者証に記載されている加算・・・受給者証を交付している市町村

(2)電子請求受付システム、簡易入力システム、取込送信システムに関すること

○電子請求ヘルプデスク

TEL:0570-059-403

《受付時間》

請求期間(毎月1～10日)の受付時間

平日 10:00～19:00

土曜日 10:00～17:00

※日・祝日の受付は行いません。

請求期間以外(毎月11日～月末)の受付時間

平日 10:00～17:00

※土・日・祝日の受付は行いません。

(3)その他

○宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課

TEL:022-290-2100(障害福祉サービス担当直通)

《受付時間》

平日 8:30～17:15

※土・日・祝日の受付は行いません。